

## 渋川市議会訓令第1号

渋川市議会が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

令和3年3月11日

渋川市議会議長 望月昭治

### 渋川市議会が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、議会における渋川市公文書等の管理に関する条例（令和元年渋川市条例第23号）第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 議会の組織及び機能並びに政策の検討経過、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 議会の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる公文書
  - ア 市の全域的な状況を把握できるもの
  - イ 長期的・継続的に地域の歴史がわかるもの
  - ウ 市の特色ある事象が明確になるもの
  - エ 文書の残存が少ない時期（昭和29年3月31日以前）のもの

(選別基準)

第3条 前条の基本的な考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	議会の沿革に関するもの

2	議案の提出並びに規則等の制定及び改廃に関するもの
3	本会議及び委員会の議事に関するもの
4	請願、陳情等に関するもので重要なもの
5	調査、研究等に関するもので重要なもの
6	諮問及び答申に関するもの
7	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
8	訴訟等に関するもので重要なもの
9	不服申立てに関するもので重要なもの
10	前各項に掲げるもののほか、前条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 渋川市議会歴史的公文書選別のための細目基準

渋川市議会が定める歴史的公文書選別基準（令和3年渋川市議会訓令第1号。以下「基準」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における渋川市議会の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責務を全うできるようにするため、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

番号	公文書区分	選別する文書	例示
1	議会の沿革に関するもの	議会の沿革に関する文書	議員履歴簿、会派結成届、市議会史に関する文書等
2	議案の提出並びに規則等の制定及び改廃に関するもの	議案の提出並びに規則等の制定及び改廃に関する文書	議案原議、規則原議、訓令等原議及び告示原議
3	本会議及び委員会の議事に関するもの	議会の議事に関する文書	本会議会議録、常任委員会会議録、議会運営委員会会議録、特別委員会会議録、議員全員協議会会議録等
4	請願、陳情等に関するもので重要なもの	請願、陳情等に関するもので重要な文書	請願、陳情等に関する文書
5	調査、研究等に関するもので重要なもの	調査、研究等に関するもので重要な文書	議員視察、市議会だより等に関する文書

6	諮問及び答申に関するもの	諮問及び答申に関する文書	附属機関等に係る諮問・答申に関する文書
7	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する文書	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する原議
8	訴訟等に関するもので重要なもの	訴訟等に関するもので重要な文書	判決、和解、損害賠償額の決定及び訴訟経過に関する文書
9	不服申立てに関するもので重要なもの	不服申立てに関するもので重要な文書	異議申立及び審査請求に関する文書
10	前各項に掲げるもののほか、基準第2条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの	1から9までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認められる文書	1から9までに例示されている文書以外のもので、歴史的価値がある文書

### 3 適用期日

この基準は、令和3年4月1日から適用する。